

## 行政手続コスト削減に向けた各省庁の基本計画について

団体名：日本行政書士会連合会

各省庁による「行政手続コスト削減に向けた基本計画」に策定された対象手続以外で、日頃の行政書士業務を通じてコスト負担が掛かり同基本計画に策定すべきと考える手続について、本会としての意見を以下のとおり整理・集約いたしました。

何卒よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

**①経営規模等評価申請**

## ＜提案内容＞

経営規模等評価申請を、県庁に呼び出し申請から郵送申請等に切り換えること。

## ＜具体的内容＞

建設業法第 27 条の 26 第 3 項で、添付書類は国土交通省令で定めるとし、必要があると認められるときは、申請者に報告又は資料の提出を求めることができると定められております。

具体的には、同法施行規則第 19 条の 8 で、「工事経歴書」（ただし、既に提出している者は、省略することができる。注：茨城県では省略できません。）とし、平成 16 年 4 月 19 日国土交通省告示第 482 号において、「経営情報分析結果通知書」も確認書類とし、加えて「1. 消費税確定申告書・同添付書類の控え。同納税証明書」、「2. （以下、19 まで省略）」と列記しております。

しかしながら茨城県では、同告示で規定する添付書類を超えて、全国にも例を見ない「工事請負（原価）台帳」（注：原本です。）の提示が求められています。

かかる工事請負（原価）台帳書類の添付を求めなくとも、経営事項審査申請が行えることを、同告示は示しており、必要があると認められるときには、申請者に報告又は資料の提出を求めることができると定めています。

同様に呼び出しを実施している栃木県は、県庁がほぼ中心地に所在しているにも関わらず、周辺に所在する土木事務所で調査を行っており、また、地形が変形で県庁が中心から遠く離れているにも関わらず、呼び出し審査を行い、申請人に過大な負担を掛けています。

なお、群馬県においては郵送申請で既に実施しており、何等の支障もない現状があります。

## ＜根拠法令＞

行政手続法第 7 条（茨城県行政手続条例第 7 条）

**②廃棄物処理施設設置許可手続**

## ＜提案内容＞

廃棄物処理施設設置許可手続の合理化を図ること。

## ＜具体的内容＞

廃棄物処理施設設置許可では、従来の施設設備と同程度の処理能力の設備の入替にあたって、従来と異なった型番でなければ、事前協議から手続きを開始し、事前協議終了後の設置許可（新規）

となるケースが多く見受けられます。住民説明会等を省略する手続きの認可をとってもなお、多くの日時が費やされ、このような規制が合理的であるとは言えないとの事業者の声もあります。

従来施設に比べ、環境負荷の低減が可能な施設設備や、処理能力が同等以下の施設設備への入替にあたっては、事前協議、環境アセスメント、住民説明会開催等の事業者における負担軽減を図るべきです。

<根拠法令>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項、同法施行令第7条

### ③農地法許可申請等の添付書類

<提案内容>

農地法許可申請等の添付書類である「登記事項証明書」の見直しを図ること。

<具体的内容>

現在、農地法第3条、第4条、第5条や都市計画法第29条、第43条をはじめとした数多くの許可申請や届出には、法定添付書類として「登記事項証明書」の添付が求められます。そのため、筆数が多数の場合はかなりの分量をこの証明書が占めることとなっています。

しかし、登記情報はコンピューター化されているため、(一財)民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」というサイトからインターネットを介して、パソコン上で閲覧することができます。このサービスは法務局が保有する登記情報をリアルタイムで閲覧できることから、元データは登記事項証明書と全く同一です。

申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされており、「登記事項証明書」と同じデータである登記情報を印刷したものでも真実性は担保されています。

また、同サービスには行政機関等へのオンライン申請の際に取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるとしている場合に必要となる「照会番号」の発行制度もあります。これらの制度の活用も考慮され、「登記事項証明書」と法定されている現状の見直しを要望いたします。

<根拠法令>

農地法施行規則第10条第2項第1号、第26条第1号、第30条第1号第2号等